

平成22年3月29日

府中市長 野 口 忠 直 様

府中市環境審議会
会長 朝 岡 幸 彦

府中市環境基本計画及び行動指針の推進のための見直しについて

平成21年2月17日付、20府環環発第348号にて諮問のありましたこのことについて、審議した結果を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

府中市環境基本計画及び行動指針の推進のための
見直しについて（答申書）

平成22年3月

府中市環境審議会

はじめに

平成15年2月に府中市環境基本計画が策定されてから約7年が経過し、環境問題につきましても策定時と比較し変化しております。

特に地球温暖化対策につきましては、政府が温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25パーセント削減するという中期目標を掲げるなど、より一層の取組が求められる状況になっております。

こうしたなか、本審議会では低炭素社会実現と各主体の連携体制の確立を課題として見直しの審議を行いましたので、ここに答申いたします。

なお、環境保全活動センター（仮称）は、現段階では設置されておりませんが、各主体の連携組織として環境基本計画の推進には欠かせないものとなっておりますので、早急に設置されることを要望いたします。

[重点施策 6]

自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

近年、二酸化炭素など温室効果ガスがもたらす地球温暖化への対応が大きな関心を集めています。こうしたなか、環境への影響が少ない太陽光、太陽熱、風力など再生可能エネルギーへの転換に期待が高まっています。

この度、政府は2020年までに1990年と比べ温室効果ガスの排出量を25パーセント削減するという中期目標を設定しました。この厳しい削減目標を達成するために、行政のみならず、市民、事業者それぞれが責任と自覚を持って速やかに、より一層力を入れて取り組む必要があります。

そこで、政府が掲げた二酸化炭素の排出削減目標のうち国内削減目標を市の中期目標として、東京都の削減目標達成も視野に入れ、再生可能エネルギーを利用したシステムや省エネ製品の導入、緑化による二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和など、全市を挙げて削減に取り組みます。

【主な施策や取組の方向】

〈行政〉

- ◇ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池について、助成制度を整備し、計画的に導入を推進します。
- ◇ 省エネ製品について関係機関の助成制度を明記した資料などを整備すると共に、市民、事業者に対して、導入促進に向けて積極的にPRします。
- ◇ 公共施設への太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入を計画的に進めます。
- ◇ 公共施設への屋上緑化や壁面緑化について導入計画を設定して取り組みます。
- ◇ 市内の全ての街路灯をLED照明に順次切り替えます。
- ◇ 省エネ住宅やハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車普及のために支援制度を整備します。
- ◇ 車両についてはハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車に切り替えると共に、燃費の少ない小型、軽車両などに順次切り替えます。さらに使用についてもカーシェアリング体制を整備して台数の削減に努めます。
- ◇ 庁内に二酸化炭素削減を目的とした『専門プロジェクトチーム』を設置して、行政部門に限定せず、市民、事業者を含めた市全体の二酸化炭素削減に向けた施策を立案します。

〈市民〉

- ◇ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池などの導入について関係機関の助成制度を利用して積極的に導入します。
- ◇ 省エネ型の家電製品を積極的に導入します。
- ◇ ハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車を積極的に導入すると共に、ノーカーデーには自動車の利用を自粛します。
- ◇ 家を新築する場合やリフォームする場合は省エネ型住宅への転換を心がけます。

- ◇ 二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和策として、敷地内の緑化（生け垣、芝生化、植樹、壁面緑化など）を推進します。
- ◇ 環境家計簿などの取組を推進します。

〈事業者〉

- ◇ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池などを積極的に導入します。
- ◇ 省エネ型設備の使用や省エネ型建物構造への転換を図り、省エネに向けた事業を実践します。
- ◇ 事業用車両はハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車に順次切り替えると共に、停車時はアイドリングストップなどに努めます。
- ◇ 生産者として省エネ製品の開発や生産に努めます。
- ◇ 環境報告書の作成や環境マネジメントシステム導入への取組を推進します。
- ◇ 事業所や集合住宅の緑化計画（敷地や屋上、壁面の緑化）を策定して取り組みます。
- ◇ 大規模事業所は2020年までに二酸化炭素の排出量を、2005年比で6～8パーセント削減します。

[重点施策 8]

校庭の芝生化（草地化）などを進めるとともに、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

身近な自然や緑の減少により、子供たちの成長や心身の健やかさへの影響が懸念されています。また、環境問題の解決には、学校での環境教育が大変重要であり、自然環境の復元には、地域に一定間隔で配置されている学校の持つ役割は大きなものとなっています。

一方、学校の校庭から巻き上がる砂じんには、周辺の住宅からもしばしば苦情も発生しております。

そこで、子供たちが自然に触れ合う機会を増やすとともに、ヒートアイランド現象の緩和、砂じんの抑制、更に子供たちの健康増進（運動不足解消）の場として校庭の芝生化（草地化）を進めます。

また、将来を担う子供たちが、毎日の学校生活の中で環境を大切にする意識や行動を身につけられるよう、ビオトープ*の設置、再生可能エネルギーや雨水の利用などの環境に配慮した取組を導入することにより、学校のエコスクール**化100パーセントを目指します。

【主な施策や取組の方向】

〈行政〉

- ◇ 全ての市内公立小・中学校の校庭を芝生化します。
- ◇ 学校ごとに省エネを推進すると共に、太陽光パネルの設置や雨水の利用などの環境対策や環境学習などを計画的に実施します。
- ◇ 環境学習に関する教材を整備するとともに、環境学習プログラムを作成します。
- ◇ エコ活動を支援する制度を整備します。
- ◇ エコ活動を支援する為に“ビオトープづくり”や“屋上緑化”“校庭の芝生の維持管理”などハード面での専門家の確保や養成を行います。
- ◇ エコスクール化100パーセントを達成するための全体計画を整備して推進します。

〈市民〉

- ◇ 校庭の芝生化を実施した学校を支援します。
- ◇ 学校で行う環境学習やエコ活動を支援します。
- ◇ 学校でのエコ活動を支援する制度に参加します。

〈事業者〉

- ◇ 校庭の芝生化を実施した学校を支援します。
- ◇ 学校で行う環境学習やエコ活動を支援・参加します。
- ◇ 学校でのエコ活動を支援する制度に参加します。

※ ビオトープ／「生息場所」または「すみかを」を表すドイツ語の造語（ビオ＝生き物、トープ＝場所）で、野生生物の生息空間を意味する。

※ エコスクール／環境に配慮した学校のこと。節電・節水や再生可能エネルギーの利用、ビオトープの設置、環境学習など、環境保全に関する取組を行っている学校を指す。

[重点施策 9]

すべての市民が自然とふれあい、地球温暖化などの環境学習に取り組む仕組みをつくります。

子供のころから自然にふれたり親しんだりすることは、自然に対する豊かな感性や、環境を大切にすることを育てることにつながります。また、子供たちと自然とのふれあいを共有し、生き生きと快適でうまいのある暮らしを送ることが、大人たちにも必要となっています。

私たち一人ひとりが、地球温暖化などのさまざまな環境問題について理解し、環境を保全する行動を実践していくことが、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全するために必要です。

そこで、地域における自然観察会、野外体験学習、家庭における二酸化炭素削減についての講座の実施など環境学習に関する施策を推進します。

【主な施策や取組の方向】

<行政>

- ◇ 市民による環境学習に協力します。
- ◇ 市民や事業者の参加による自然環境調査や生活環境調査を実施し、環境保全活動センター（仮称）で、そのデータを蓄積・活用します。
- ◇ 環境学習の場としての水辺の整備や、ふるさとの小川再生など、親水空間の整備を進めます。
- ◇ 市民の参加を求め、緑地の環境改善活動を推進します。
- ◇ 自然観察会や野外体験学習などの自然とのふれあい活動を実施します。
- ◇ 環境学習を推進していくための環境保全活動センター（仮称）を整備し、環境に関する情報を収集・整理・提供します。
- ◇ 環境保全活動のリーダーなどを育てる環境学習を推進します。

<市民>

- ◇ 環境学習を企画、実行します。
- ◇ 自然環境調査や生活環境調査に参加します。
- ◇ 緑地の環境改善活動に参加します。
- ◇ 庭やベランダなどでの生物の生息・生育環境づくりに努めます。
- ◇ 自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動に参加します。

<事業者>

- ◇ 市民による環境学習に協力します。
- ◇ 自然環境調査や生活環境調査に協力します。
- ◇ 事業所内の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。
- ◇ 農地の保全や自然環境の整備に協力します。
- ◇ 緑地の環境改善活動に協力します。

[重点施策 10]

環境保全活動センター（仮称）が中心になり、市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政とのパートナーシップを築きます。

環境基本計画を確実に推進するためには、市民、事業者と行政の各主体が連携して活動するための環境保全活動センター（仮称）を設置し、計画に基づく取組を着実に実行していく必要があります。

また、市内には環境に関連する研究が盛んな東京農工大学や東京都立農業高校などがあり、これらの教育研究機関と連携することは、環境保全活動のさらなる推進につながります。

そこで、市民、事業者、大学などの教育研究機関と行政とが良好なパートナーシップを築き、協働していくための施策を展開します。

【主な施策や取組の方向】

<行政>

- ◇ 環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会の体制を確立し、情報の収集や提供、環境保全活動の実践などの支援を行います。
- ◇ 環境保全活動センター（仮称）の運営に参加します。
- ◇ 東京農工大学や東京都立農業高校などの教育研究機関との連携を推進するとともに、市民による自然環境や生活環境に関する学習意欲を高める企画を支援し、市民の参加を求めます。

<市民>

- ◇ 環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。
- ◇ 環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会に参加するとともに、自ら環境保全活動を実践します。
- ◇ 自然環境や生活環境に関する学習意欲を高める企画を提案し、参加します。

<事業者>

- ◇ 環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。
- ◇ 環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会に参加するとともに、自ら環境保全活動を実践します。
- ◇ 自然環境や生活環境に関する学習意欲を高める企画に協力します。

府中市環境基本計画（見直し）重点施策推進計画（行程表）

重点政策6：自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素の排出量の削減に努めます。

二酸化炭素削減目標：政府が掲げた二酸化炭素の排出削減目標のうち国内削減目標を市の中期目標とする。

目標達成のための各主体別の施策	施策推進計画
太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池について助成制度を整備し、計画的に導入を推進します。	毎年度の予算申請時期に、前年度の予算を下回らない範囲で予算枠を確保する。（平成22年度より実施）
省エネ製品について関係機関の助成制度を明記した資料などを整備すると共に、市民、事業者に対して、導入促進に向けて積極的にPRします。	国や都、市の助成制度を明記した諸資料を整備する。（平成22年度中に整備） 市民、事業者に対して購入促進が図られるよう、PRの活動拠点である環境保全活動センター（仮称）を設置して、諸資料を備え置く。
公共施設（学校を含む）に太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の自然エネルギーの導入を計画的に進める。	公共施設への設置に向け、年度計画を策定する。（平成22年度中に策定） 策定した年度計画に基づき設置を進める。（平成23年度から実施）
公共施設への屋上緑化や壁面緑化について導入計画を設定して取り組みます。	公共施設への設置に向け、年度計画を策定する。（平成22年度） 年度計画に基づき順次設置を進める。（平成23年度から実施）
市内の全ての街路灯をLED照明に順次切り替えます。	既設の街路灯について灯具交換時に合わせてLED照明に順次切り換える。（平成22年度より実施） 今後、新設する街路灯についてはLED照明とする。（平成22年度より実施） 既設の街路灯は3年後を目途に全てLED照明に切り換える。（平成24年度までに実施）
省エネ住宅やハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車普及のために支援制度を整備します。	補助金や減税対策について関係する諸資料を整備すると共に、申請のための手続きや申請書類等を拠点（環境保全活動センター（仮称））に備え置く。（平成22年度中）
車両についてはハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車に切り替えると共に燃費の少ない小型、軽車両などに順次切り替えます。さらに使用についてもカーシェアリング体制を整備して台数の削減に努めます。	市民、事業者へのPRも兼ね、電気自動車を数台導入する。（平成23年度中） 小型車や軽車両への切り換えは買替え時に合わせ、順次切り換える。（平成22年度より） 2020年までに、庁用車の20パーセントを環境対応車（エコカー）に切り換える。（平成32年度まで） 全庁用車を対象に「カーシェアリング」体制を整備して、実行に移す。（平成22年度中） 「カーシェアリング」体制移行後、2020年度までに10パーセントの台数を削減させる。（平成32年度まで）

行政

府中市環境基本計画（見直し）重点施策推進計画（行程表）

重点政策6：自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素の排出量の削減に努めます。

二酸化炭素削減目標：政府が掲げた二酸化炭素の排出削減目標のうち国内削減目標を市の中期目標とする。

目標達成のための各主体別の施策		施策推進計画
	庁内に二酸化炭素削減を目的とした『専門プロジェクトチーム』を設置して、行政部門に限定せず、市民、事業者を含めた市全体の二酸化炭素削減に向けた施策を立案します。	市全体の二酸化炭素削減を目的とした「専門プロジェクトチーム」を設置する。（平成22年度中）
		行政、市民、事業者を含めた府中市全体の二酸化炭素削減施策を立案する。（平成23年度末まで）
		「専門プロジェクトチーム」が立案した二酸化炭素削減策を具体的に展開するための推進体制（組織化）を整備する。（平成23年度）
		市民、事業者を対象に二酸化炭素削減施策を誘導、支援するために、「環境保全活動支援センター」を早急に設置する。（平成22年度）
市民	太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池などの導入について関係機関の助成制度を利用して積極的に導入します。	国や都、市の助成制度を利用して、自然エネルギーのシステムを、購入、設置した世帯については、市の環境モニターとして、省エネ実績の諸データ提供に協力して貰う。（平成22年度より）
	家を新築する場合やリフォームする場合は省エネ型住宅への転換を心がけます。	国や都、市の助成制度を利用して、省エネ住宅の建築やリフォームを行った世帯については、市の環境モニターとして、省エネ実績などの諸データ提供に協力して貰う。（平成22年度より）
	環境家計簿などの取組を推進します。	全世帯の1パーセントを対象に市の環境モニターとして登録し、二酸化炭素削減状況についてデータを提供して貰う。（平成22年度より）
事業者	太陽光発電システムや太陽熱利用システム、燃料電池などを積極的に導入します。	中小事業者を対象として、モニター事業者を100社程度選定し、アンケート調査を行い、取り組み状況や実績について報告して貰い指標とする。（平成23年度より3年に1回程度調査する）
	省エネ型設備の使用や省エネ型建物構造への転換を図り、省エネに向けた事業を実践します。	
	大規模事業所は2020年までに二酸化炭素の排出量を2005年比で6～8パーセント削減します。	大規模事業所について、取り組み状況と削減目標達成状況について報告して貰う。（都に提出する資料の写しを市へ提供して貰う）（平成22年度より）

府中市環境基本計画（見直し）重点施策推進計画（行程表）

重点施策8：校庭の芝生化（草地化）などを進めるとともに、学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

目標達成のための各主体別の施策		施策推進計画
行政	市内の全ての公立小・中学校の校庭を芝生化する。	2013年までに10校の校庭を芝生化する。（平成25年度迄）（将来的には全ての公立小・中学校で校庭を芝生化する）
	学校ごとに省エネを推進すると共に、太陽光パネルの設置や雨水の利用などの環境対策や環境学習などを計画的に実施します。	学校ごとに目標や実施計画を設定して計画的に推進する。
		定期的に「エコ活動報告会」等を開催すると共に、取り組み方に学校間で差が生じないように配慮する。（平成22年度より実施）
	環境学習に関する教材を整備するとともに、環境学習プログラムを作成します。	ワークブック「キッズISO14000入門編」や「環境エコ・プロジェクト33」等とも整合させて教材や学習プログラムを整備する。（平成23年度中）
	エコ活動を支援する制度を整備します。	各学校単位の推進責任者を配置すると共に、PTAや地域の支援者を募り、「学校環境ボランティア制度」（仮称：エコスクールボランティア）を整備する。（平成23年度中） 環境学習を支援するために「環境学習支援制度」を整備する。〔環境学習支援士（仮称）を育成し認定する〕（平成24年度まで）
エコスクール化100パーセントを達成するための全体計画を整備して推進します。	「学校教育プラン21事業計画」とも整合させた学校版「スクール・グリーンニューディール（仮称）」を策定する。（平成23年度中）	

府中市環境基本計画（見直し）重点施策推進計画（行程表）

重点施策9：すべての市民が自然とふれあい、地球温暖化などの環境学習に取り組む仕組みをつくります。

目標達成のための各主体別の施策		施策推進計画
行政	市民による環境学習に協力します。	市民提案による環境学習の企画を支援する。
	市民や事業者の参加による自然環境調査や生活環境調査を実施し、環境活動保全センター（仮称）でそのデータを蓄積・活用します。	環境保全活動センター（仮称）でデータを蓄積する。（平成22年度より実施）
	環境学習の場としての水辺の整備や、ふるさとの小川再生などの親水空間の整備を進めます。	環境学習の場としての多摩川の水辺などを整備する。（平成22年度から）
	市民の参加を求め、緑地の環境改善活動を推進します。	設置場所の選定や計画、市民の参加できる方法などを検討する。
	自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動を実施します。	環境学習の一環として実施する。
	環境学習を推進していくための環境保全活動センター（仮称）を整備し、環境に関する情報を収集・整理・提供します。	市民・事業者の活動拠点としての環境保全活動センター（仮称）設置に向けて、年度計画を策定するとともに、環境に関する情報などを収集する。（平成22年度より実施）
	環境保全活動のリーダーなどを育てる環境学習を推進します。	プログラムを立案し、講座などを開催することで環境保全活動のリーダーを養成する。
市民	環境学習を企画、実行します。	環境学習の一環として、各種の企画を立案し実行する。
	自然環境調査や生活環境調査に参加します。	
	緑地の環境改善活動に参加します。	
	庭やベランダなどでの生物の生息・生育環境づくりに努めます。	
	自然観察会や野外体験学習など、自然とのふれあい活動に参加します。	
事業者	市民による環境学習に協力します。	市民が中心となって実施する環境学習に協力するとともに、自ら事業所内の緑化を行うなど、自然環境の整備、改善に努める。
	自然環境調査や生活環境調査に協力します。	
	事業所内の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。	
	農地の保全や自然環境の整備に協力します。	
	緑地の環境改善活動に協力します。	

府中市環境基本計画（見直し）重点施策推進計画（行程表）

重点施策 10：環境保全活動センター（仮称）が中心になり、市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政とのパートナーシップを築きます。

目標達成のための各主体別の施策		施策推進計画
行政	環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会の体制を確立し、情報の収集や提供、環境保全活動の実践などの支援を行います。	環境保全活動センター（仮称）を設置して、協議会との連携のもと、市民・事業者の活動拠点として機能させる。（平成22年度より実施）
	環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。	
	東京農工大学や東京都立農業高校などの教育研究機関との連携を推進するとともに、市民による自然環境や生活環境に関する学習意欲を高める企画を支援し、市民の参加を求めます。	
市民	環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。	環境保全活動センター（仮称）設置のための準備会や、その後の運営、協議会の運営に参加する。（平成22年度より実施）
	環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会に参加するとともに、自ら環境保全活動を実践します。	
	自然環境や生活環境に関する、学習意欲を高める企画を立案し、参加します。	
事業者	環境保全活動センター（仮称）の設置、運営に参加します。	環境保全活動センター（仮称）設置のための準備会や、その後の運営、協議会の運営に参加する。（平成22年度より実施）
	環境保全活動センター（仮称）と各主体が意見を交換する協議会に参加するとともに、自ら環境保全活動を実施します。	
	自然環境や生活環境に関する、学習意欲を高める企画に協力します。	

今後の環境保全活動センター（仮称）のスケジュールについて

- 1 平成22年3月31日までに、環境基本計画見直しの答申が出される。
 - 2 その後、環境保全活動センター（仮称）を設置（立ち上げ）が、答申に盛り込まれ具体的な話になっていく。
 - 3 審議会の中で決まったことなので早速、手を付ける。
その際には市民・事業者に協力してもらい三位一体という形となる。
 - 4 市としましては、事前に庁舎を管理する管財課を中心に関係部署と調整を図り、第2庁舎等を含め場所の確保を早急に検討していく。
予算については、都の補助、みどり東京62の助成、市の補正を見込んでいて、要求していく。
 - 5 平成22年度の上半期の立ち上げを準備期間の目途とし、「府中市環境保全活動支援センター」のあり方で決まった内容が実施されていないことから、内容（運営）等について、市を含めて立ち上げに向けての検討をしていく。
- *メンバーは、今までイベント等に参加していただいた各環境団体の中から1名推薦していただいて、検討委員会（準備会）を進めて行きたいと考えております。
- 6 平成22年10月以降の開設の実現を目指していく。
(パンフレット等を置く。)

府中市環境審議会委員名簿

伊藤 忠 (いとう ただし)	公募による市民		第1分科会
梅沢 みどり (うめざわ みどり)	公募による市民		第2分科会
清水 淑子 (しみず よしこ)	公募による市民		第1分科会
多田 眞 (ただ まこと)	公募による市民		第1分科会
荒木 茂 (あらき しげる)	民間団体	(かんきょう塾ネット役員)	第2分科会
岩本 祥子 (いわもと しょうこ)	民間団体	(和文化研究会俱々楽会長)	第2分科会
清水 勝 (しみず まさる)	民間団体	(連合三多摩・多摩東部第二地区協議会副議長) (東芝労組府中支部)	第1分科会
竹内 章 (たけうち あきら)	民間団体	(NPO法人府中かんきょう市民の会理事長)	審議会副会長 第1分科会(座長)
大西 郷子 (おおにし きょうこ)	事業者	(ニカ・ホームテキスタイル株式会社代表取締役)	第2分科会
比留間 吉郎 (ひるま よしろう)	事業者	(農業)	第2分科会
増山 弘子 (ますやま ひろこ)	事業者	(有限会社パルストック代表取締役)	第2分科会(座長)
宮地 賢 (みやち たかし)	事業者	(株式会社アサンテ人材開発部長)	第2分科会
朝岡 幸彦 (あさおか ゆきひこ)	学識経験者	(東京農工大学大学院教授)	審議会会長
伊豆田 猛 (いずた たけし)	学識経験者	(東京農工大学大学院教授)	第2分科会
室 英治 (むろ えいじ)	学識経験者	(芝浦工業大学非常勤講師)	第1分科会

敬称略、五十音順(区分ごと)

府中市環境審議会の開催状況（平成21年2月～22年3月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成21年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 府中市環境審議会委員の委嘱 ▪ 府中市長挨拶、委員自己紹介、会長・副会長の選出、職員紹介 ▪ 諮問内容の説明、今後のスケジュール
第2回	平成21年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 府中市環境審議会等の経過について説明 ▪ 環境学習等の実施経過について説明
第3回	平成21年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策に基づく各施策の素案検討について
第4回	平成21年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策に基づく各施策の素案検討について ※各分科会として開催
第5回	平成21年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策に基づく各施策の素案検討について (各分科会からの中間報告)
第6回	平成21年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 合流式下水道改善計画について説明
第7回	平成21年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策に基づく各施策の素案検討について (各分科会からの報告)
第8回	平成22年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策の見直しについて（最終案の報告）
第9回	平成22年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点施策の見直しについて（最終案の報告）

第1分科会の開催状況（平成21年5月～21年11月）

回数	開催年月日	内容
第1回	平成21年5月12日	・ 重点施策6、8の素案検討について
第2回	平成21年6月10日	・ 重点施策6、8の素案検討について
第3回	平成21年7月14日	・ 重点施策6、8の素案検討について
第4回	平成21年8月7日	・ 重点施策6、8の素案検討について
第5回	平成21年10月6日	・ 重点施策6、8の素案検討について
第6回	平成21年11月10日	・ 重点施策6、8の素案検討について

第2分科会の開催状況（平成21年5月～21年11月）

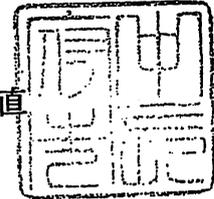
回数	開催年月日	内容
第1回	平成21年5月12日	・ 重点施策9、10の素案検討について
第2回	平成21年6月16日	・ 重点施策9、10の素案検討について
第3回	平成21年7月14日	・ 重点施策9、10の素案検討について
第4回	平成21年8月3日	・ 重点施策9、10の素案検討について
第5回	平成21年10月6日	・ 重点施策9、10の素案検討について
第6回	平成21年11月10日	・ 重点施策9、10の素案検討について



20府環環発第348号
平成21年2月17日

府中市環境審議会会長 様

府中市長 野口 忠 直



府中市環境基本計画及び行動指針の推進のための見直しについて

本市では、平成15年に策定された府中市環境基本計画及び府中市行動指針により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

このたび、府中市環境基本計画が、計画期間の中間である5年を経過したことから、府中市環境基本計画をさらに推進するための見直しを行います。

つきましては、次の事項について、府中市環境審議会において審議し、答申してください。

- 1 諮問事項 府中市環境基本計画及び府中市環境行動指針の、次に掲げる重点施策を、より一層推進するための三位一体の仕組みや、そのために必要となる見直し内容について諮問するものです。

重点施策 6 (二酸化炭素排出量の削減等)

重点施策 8 (エコスクール化100%)

重点施策 9 (環境学習に取り組む仕組づくり)

重点施策10 (市民や事業者、教育研究期間と行政とのパートナーシップの構築)

※ () 内は施策内容を一部抜粋したものです。

- 2 答申期限 平成22年3月31日まで